

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年2月14日

**【会社名】** N E C ネットエスアイ株式会社

**【英訳名】** NEC Networks & System Integration Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役執行役員社長 和田 雅 夫

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 東京都文京区後楽二丁目6番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月25日に提出いたしました第81期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

平成25年12月、当社の連結子会社であるネットエスアイ東洋株式会社（以下「ネットエスアイ東洋」という）の社内調査において、従業員による不正行為が発覚いたしました。

当社はただちに顧問弁護士とともに調査を実施し被害金額を確定するとともに、不正を許した背景の明確化など事件の徹底的解明を行うため、社外監査役をトップとする調査委員会を設置し調査を実施しました。

当該調査により、ネットエスアイ東洋の一従業員が、小切手の二重振出しおよび不正な裏書による現金化などにより着服を行うとともに、銀行残高証明書などの偽造や不正仕訳を行うなどの方法で発覚を免れていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成21年3月期から平成26年3月期第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当該不正の発生したネットエスアイ東洋の経理部門の一部業務において、会計伝票および支払処理の自己承認、書類の偽造・隠ぺい、重要な勘定科目のモニタリングが不十分であったこと等の複合的な要因から、牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制および決算財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不正行為が行われ、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告等を踏まえ、当社の指導のもとネットエスアイ東洋に、以下の再発防止策を講じてまいります。

#### (1) 業務の管理体制と運用の改善

経理部門における職務分離の徹底

経理責任者による責任ある業務遂行の徹底

重要な勘定科目の残高照合の徹底

定期的な人事ローテーションの実施

( 2 ) ガバナンス・社内制度の改善

コンプライアンス教育の徹底

内部監査機能の強化

内部通報制度の周知と積極的活用

また、当社においてもグループ経営の強化に向け、横断的人事ローテーションの実施、内部通報制度の活用促進、監査機能の強化など、一層のコンプライアンス強化に取り組んでいく考えであります。

なお、これら詳細につきましては、平成26年2月14日開示の調査委員会による調査結果をご参照ください。

以上